

平成29年5月10日

答申第775号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、①各番組や番組ホームページの制作担当をNHKやNHKの関連団体に「振り分け選定」する時の基準、②「娯楽番組の総合テレビ『サラメシ』が、なぜ教育番組専門のNHKエデュケーショナルが担当しているのか、その基準」、③「ポータルサイトやFMの各番組のホームページはどのグループ会社が担当運用しているのか」および④「なぜ外部のWeb専門会社に委託しないのかその理由」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書がいずれも存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

なお、ホームページの制作業務については、NHKの関連団体以外の会社等にも委託している。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年5月10日（第249回審議委員会）

第788号諮問、審議、答申